

コレ職工一般ノ真意ナルカ或ハ一部ノ使喚ニ出ツルモノタルカヲ
知ルタメニハ職長、組長ノ意見ヲ徴スルノ必要アリト称シ、
電話ヲ以テ其旨ヲ工場ニ通スルコト、セシカ職長、組長中ニ
不在者等アリテ旁々急ニ意見ヲ纏ムルコト能ハス。ソノ間実
行委員等ハ椅子ニ頼リテ徹宵シ回答ノ来ルヲ待テ、社
長ハ全部ノ交渉ヲ笹村専務ニ委任シテ去レリ、斯クテ午前
八時頃職長、組長等ノ決定セル意見ノ申出アリコレ等ニ
基キ午後一時ヨリ再ヒ交渉ヲ開始セルカ折衝ノ末遂ニ左

妥協案ヲ得タリ。

一、従来ノ実收入ノ増加セラル範圍内ニ於テ定額ノ時給ヲ一
割以上三割内外支給ス

但シ六月二十六日ヨリ実施ノコト

一、解雇手当ハ會社ニ於テ世間並ノ標準ニ於テ規定スル

コト

一、共済會規約ハ會社ハ直接ノ問題ニアラサルヲ以テ本問題

ト切り放スコト